

本丸御殿の使用にかかる取扱い基準

（総則）

第1条 国指定特別史跡熊本城跡に復元整備された復元櫓は、「原形の再現」をされた「文化財建造物」として建築基準法の適用除外の認定を受けた建造物であるため、一般の建造物とは使用用途が異なり、文化財としてふさわしい使い方が求められている。このような中、本丸御殿の使用に際して、特別史跡の主旨や熊本市及び熊本市民にとってかけがえのない文化財であることを踏まえ、保存と継承及び入園者や使用者の安全確保を前提とした熊本城の適正な管理の下、熊本城の新たな魅力を創造することを目的とした使用に供するため、この基準を定めるものとする。

（使用を許可する行事等）

第2条 使用を許可する行事等は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 熊本城を広く周知させることができるものであること。
- (2) 文化的行事で熊本城にふさわしい内容のものであること。
- (3) 特別史跡に対する興味と関心を喚起させるものであること。
- (4) 熊本城で行うことでその行事の価値が高められるものであること。
- (5) 熊本市が主催し、又は共催するもの、若しくは公共的性格を有する者その他熊本城総合事務所長（以下「所長」という。）が特に認めた者が主催するものであること。

（使用に供する部分）

第3条 本丸御殿のうち使用を許可する部分（以下「施設」という。）は、桜之間、梅之間、雪之間、猿牽之間及び大広間南側路地（中庭）とする。

（使用の条件）

第4条 施設を使用する場合の条件は、次のとおりとする。

- (1) 入園者の観覧の妨げにならない方法で使用する。
- (2) 施設をき損するおそれのない方法で使用するとともに、保安に関し必要な措置を講ずること。
- (3) 大広間南側路地（中庭）を使用する場合においては、遺構保存のため、現況地盤面以下の掘削及び穿孔等を行わないこと。

（使用の申請等）

第5条 施設を使用しようとする者は、事業計画書を作成し、熊本城総合事務所と事前協議を行ったうえ、使用しようとする日の6か月前から14日前までの間に、所長に使用申請し、

許可を受けなければならない。

- 2 所長は、前項の許可に際して、前条に定めるもののほか必要な条件を付することができる。
- 3 所長は、施設の使用を許可したときは、使用許可証を交付する。
- 4 申請及び許可にかかる書式は、別に定める。
- 5 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された内容を変更したい場合は、第1項に定める期間内に所長に対して変更申請を行わなければならない。
- 6 使用者が施設の使用を中止したい場合は、使用しようとする日の前日までに中止届を所長に提出しなければならない。
- 7 使用申請等の受付は、熊本城総合事務所において行う。

（使用の制限及び不許可）

第6条 所長は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限し、又は不許可とすることができる。

- (1) 熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本城の管理に関する取扱要領その他関係法令に違反する使用と認めるとき。
- (2) 土地所有者との貸付契約に抵触すると認められるとき。
- (3) 営利を図る目的で使用し、又はその恐れがあるとき。
- (4) 当該使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。
- (5) 当該使用が熊本城公園をき損し、又は滅失する恐れがあるとき。
- (6) 当該使用が特定の個人又は団体の利益になると認めるとき。
- (7) 当該使用が特定の政党の利害に関する使用、公私の選挙に関する使用又は宗教的活動に関する使用と認めるとき。
- (8) 当該使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (9) 恒常的、継続的又は独占的な使用により、他の使用者の妨げになると認めるとき。
- (10) その他熊本城公園又は本丸御殿の管理運営上支障があると認めるとき。

（使用許可の取消等）

第7条 所長は、申請に基づく許可ののち、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第10号までの規定のいずれかに該当したとき。
- (2) 第4条及び第5条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 第8条の遵守事項に違反したとき。
- (4) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたと認められたとき。
- (5) 使用者が使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸したと認められたとき。

(6) 天災地変その他不可抗力の事由により施設の使用ができないとき。

(7) その他熊本城公園又は本丸御殿の管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の規定による許可の取消等により使用者が損害を受けた場合でも、熊本市はその責を負わない。

(遵守事項)

第 8 条 使用者は、施設の使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 飲酒をしないこと。

(2) 指定された場所以外で飲食をしないこと。

(3) 火気の使用をしないこと。

(4) 施設、展示品及び備品等を汚損若しくはき損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(5) 人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。

(6) 他の入園者の観覧を妨げる行為をしないこと。

(7) その他所長が熊本城公園の管理上必要と認める事項

(使用者の賠償責任)

第 9 条 使用者は、施設をき損した場合、施設き損届を所長に提出しなければならない。

2 使用者は、自らの故意又は過失により、施設に修復が必要な損害を与えた場合、当該損害箇所の修復にかかる費用を賠償しなければならない。ただし、所長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

3 施設をき損した使用者は、当該修復にかかる期間に別の者が予定していた使用に対する損害に対し、その責を負う。

(供用日及び供用時間)

第 10 条 使用に供する日及び時間は、熊本市都市公園条例施行規則別表に定める熊本城公園の供用日及び供用時間とする。ただし、所長がその使用を適当と認めた場合は、供用時間外においても使用できるものとする。

2 前項の使用に供する供用時間には、準備、後片づけ等に要する時間を含むものとする。

(職員の指示等)

第 11 条 使用者は、施設の使用に当たっては、熊本城総合事務所職員の指示に従わなければならない。

（原状回復の義務）

第 12 条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

第 7 条の規定により使用の許可を取り消されたとき又は使用の停止を命ぜられたときも同様とする。

（熊本城公園入園料の取扱い）

第 13 条 施設を使用する場合の使用者の入園についても、熊本市都市公園条例別表第 4 に定める入園料を徴収する。ただし、熊本城入園料の減免に関する要綱の範囲内で減額又は免除することができる。

2 第 10 条第 1 項ただし書に基づく供用時間外の使用がある場合における供用時間外の入園者の入園料については、夜間開園時の料金を適用する。

（基準の変更）

第 14 条 この基準は、実情に即したものにするため、広く関係者の意見を聴き、必要に応じ見直しを行うものとする。

（委任）

第 15 条 この基準に定めるものを除くほか、施設の使用について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。